

第5編 財 務

○宮崎県道路公社会計規程

〔昭和46年9月1日〕
宮崎県道路公社規程第3号

目次

第1章 総則	602
第2章 予算及び資金収支計画	603
第3章 収入及び支出	604
第1節 通則	604
第2節 収入	604
第3節 支出	605
第4章 資産	607
第1節 通則	607
第2節 流動資産	608
第3節 固定資産	608
第4節 繰延資産	611
第5章 負債及び資本	611
第6章 損益勘定	612
第7章 原価計算	612
第8章 物品及び不動産の管理	612
第9章 契約	614
第10章 決算	617
第11章 弁償責任	618
第12章 検査	618
第13章 補則	618
附則	618

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、宮崎県道路公社（以下「公社」という。）の財務及び会計に関する基準を確立して事業の能率的な運営と予算の適正な実施を図り、もって公社の事業の健全な発達に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公社の財務及び会計に関しては、地方道路公社法（昭和45年法律第82号。以下「法」という。）地方道路公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号）宮崎県道路公社定款、その他の法令又はこれらの法令に基づく主務大臣の指令の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 公社は、その財務状態及び経営成績を明らかにするため、次の各号に定める原則に基づき経理するものとする。

- (1) 財政状態及び経営成績に関して、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての会計取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な記帳整理を行なうこと。
- (3) 会計取引のうち・資本取引と損益取引とを明瞭に区分して整理すること。
- (4) 会計処理の原則及び手続を毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。
- (5) 財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて、健全な会計処理をすること。

(事業年度所属区分)

第4条 公社の会計においては、収益及び費用の発生並びに資産、負債及び資本の増減異動の所属する事業年度は、その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とし、その日を決定することが困難であるときは、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度とする。

(勘定科目)

第5条 公社の会計は、貸借対照表勘定及び損益勘定に区分して経理する。

2 貸借対照表勘定は、資産・負債及び資本に区分し資産勘定は、流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債勘定は、流動負債、固定負債、特別法上の引当金等に、資本勘定は基本金、剰余金又は繰越欠損金に区分する。

3 損益勘定は、収益及び費用に区分し、これらを収入又は支出の性質に応じて細分する。

(財務諸表)

第6条 法第26条第1項に規定する財務諸表は、次の各号に定めるところにより作成するものとする。

- (1) 財産目録（別記様式第1）は、公社の財産状態を明らかにするため、当該事業年度末に

保有する全ての資産及び負債の明細を記載すること。

- (2) 貸借対照表(別記様式第2)は公社の財政状態を明らかにするため、当該事業年度末に、保有するすべての資産、負債及び資本を記載すること。
- (3) 損益計算書(別記様式第3)は、公社の経営成績を明らかにするため、当該事業年度に発生したすべての収益とすべての費用を記載して、当該事業年度の利益又は損失を表示すること。

(帳簿)

第7条 公社の会計においては、主要帳簿、補助簿及び予算簿を備え、これらに資産、負債及び資本の増減異動、その他所要事項を整然かつ明瞭に記録するものとする。

(伝票)

第8条 すべての会計取引は、発生のつど伝票により処理し、主要帳簿及び補助簿は伝票に基づいて記帳しなければならない。

(出納員)

第9条 理事長は本社に出納員をおく。

(出納員の業務)

第10条 理事長は、次に掲げる事務を出納員に委任する。

- (1) 現金(現金に代えて支払保証小切手、郵便為替証書、振替貯金証書及び支払通知書)預金(預託金を含む。)及び有価証券の出納及び保管をすること。
- (2) 小切手を振り出すこと。
- (3) 物品の出納及び保管を行うこと。

(金融機関の出納事務取扱い)

第11条 理事長は公社の業務に係る金銭の出納事務の一部を金融機関に、契約に基づいて行わせることができる。

第2章 予算及び資金収支計画

(予算の実施)

第12条 予算は、収入支出予算に定める款及び項並びに次項の規定により定める目及び節の区分に従って実施するものとする。

- 2 理事長は予算が法第24条の規定により、宮崎県知事の承認を受けたときは、すみやかに収入支出予算を目及び節に区分して執行計画をたてなければならない。
- 3 事務局長は必要あると認めるときは執行計画の目及び節を変更することができる。

(資金収支計画)

第13条 理事長は予算が法第24条の規定により知事の承認を受けたときは、すみやかに資金計画

に基づき資金収支計画を作成しなければならない。

(出納員への通知)

第14条 第12条から前条までの規定において、理事長、事務局長はその内容をただちに出納員に通知するものとする。

第3章 収入及び支出

第1節 通則

(取引金融機関)

第15条 会社の預金口座を設ける金融機関（以下「取引金融機関」という。）は、理事長が指定する。

(現金の管理)

第16条 収入金は取引金融機関のうちから理事長が指定する金融機関に預金するものとし、ただちにこれを支払資金に充ててはならない。

2 出納員及び資金前渡を受けたものは、業務上必要な手許現金を除き、その保管する現金をすべて取引金融機関に預金しなければならない。ただし、必要があるときは郵便貯金とすることができる。

(余裕金の運用)

第17条 理事長は、会社の余裕金を運用するにあたっては、法第31条に規定するところにより事業の執行に支障のない範囲内で効率的に行うものとする。

(出納保管)

第18条 出納員及び資金前渡を受けた者は、善良な管理者の注意をもって、その取扱いに係る現金、預貯金及び有価証券を出納保管しなければならない。

第2節 収入

(収入)

第19条 収入の調定は会計伝票に必要な事項を記載して行なうものとする。ただし、会計伝票により難しい場合はこの限りでない。

2 前項の規定は収入の更正（増減又は取消しをいう。以下同じ。）について準用する。

3 理事長は前2項の規定により、収入を調定し、又は更正したときは出納員に通知するものとする。

(支払の請求)

第20条 理事長は、前条の規定により収入を調定し、又は更正したときは、すみやかに納入義務者に納入期限及び納入場所を指定して、その支払の請求をしなければならない。

(収納)

第21条 出納員は、現金の授受に代え小切手（銀行が振出し、若しくは支払保証したものに限る。）又は普通為替証書で公社を受取人として指定したもの、若しくは受取人を指定しないものをもって収入金を収納することができる。

2 出納員は収入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付する。この場合において、当該収納が現金の授受に代え、前項に規定する有価証券をもって行われた時は、領収証書にその旨を附記しなければならない。

3 出納員は前項の規定により収入金を収納したときは、遅滞なくその旨を理事長に報告しなければならない。

(督促)

第22条 理事長は納入期限までに払込みをしない納入義務者に対して、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

(料金収入の特例)

第23条 道路駐車場又は附帯施設に係る料金収入については、第3条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

(有価証券等の受入れ)

第24条 有価証券及び公社の収入とならない現金の受入れについては、第19条、第20条、第21条第2項、及び第22条の規定を準用する。

第3節 支出

(支出負担行為)

第25条 公社の支出の原因となるべき契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）は法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。支出負担行為は、資金収支計画との関係を考慮して、最も効率的な時期及び方法により決定しなければならない。

2 理事長は、予算額をこえて支出負担行為をすることができない。

(支出及び支払)

第26条 支払は理事長の支出の決定を受けて出納員が行なう。

2 前項の支出の決定は、債権者、その他支払を受くべき者から提出のあった請求書に基づいて行うものとする。ただし、次に掲げる支出については、請求書に基づかないで行うことができる。

- (1) 給与、賃金、報償費及び支払い手数料その他あらかじめ支払金額の定まっているもの
- (2) 官公署等の発行した納付書等によるもの
- (3) その他理事長が請求書を要しないと認めたもの

(支払の方法)

第27条 出納員が行う支払いの方法は、法令の規定により現金で支払うことを必要とする場合、又は受取人が特に現金による支払いを要求した場合を除くほか、取引金融機関を支払人とする小切手の振出又は口座振替払によらなければならない。

2 出納員が支払いを行うときは、小切手又は現金と引換えに相手方から領収証書を提出させなければならない。

(有価証券等の払出し等)

第28条 有価証券の払出し及び公社の支出とならない現金の支払いについては、第26条及び前条第2項の規定を準用する。

(資金前渡)

第29条 理事長は、必要がある場合には資金前渡することができる。

2 前渡する資金の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 随時の支払に係るものは所要予定額
- (2) 常時の支払に係るものは、毎1ヶ月（遠隔の地、若しくは交通不便の地域において支払いをする経費又は支払場所の一定しない経費に係る資金で事務上必要のあるものは毎3ヶ月）所要予定額
- (3) 資金前渡を受けた者は、その用務が終ったときは、ただちに証拠書類をそえて前渡資金の支払いにつき理事長に報告しなければならない。

(前金払及び概算払)

第30条 業務の運営上必要があるときは、次の第1号から第10号までに掲げる経費については、前金払、第8号から第11号までに掲げる経費については概算払をすることができる。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により、同条第2項に規定する前払金の保証がされた同条第1項の公共工事の代価
- (2) 外国から購入する物品の代価
- (3) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う受信料
- (4) 土地又は建物の買収代金及び借料
- (5) 公社の用に供する土地の上に存する物件の移転料
- (6) 運賃
- (7) 保険料
- (8) 委託費
- (9) 負担金

(10) 官公署に対し支払う経費

(11) 旅費

2 前項に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるときは前金払、又は概算払をすることができる。

3 前2項の規定による前金払又は概算払は契約の履行に関し、相手方の信用が確実であるとき、又は確実な保証があるときに限り行なうものとする。

(部分払)

第31条 契約により工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は、完納前に代価の一部分を支払う必要があるときは、別に定める検査調書に基づいて工事又は製造については、その既済部分に対する代価の90パーセント、物件の買入れについては、その既納部分の代価の範囲内で部分払いをすることができる。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

第4章 資産

第1節 通則

(流動資産)

第32条 流動資産は、現金、預金（貯金を含む。）、未収金、有価証券、材料及び貯蔵品、前払費用、仮払金、受託業務支払金並びにその他の流動資産とする。

(固定資産)

第33条 固定資産は事業資産、事業資産建設仮勘定、有形固定資産、無形固定資産、及び有料道路（指定都市高速道路）関連道路債権とする。

(事業資産)

第33条の2 事業資産は道路（道路を構成する敷地を含む。以下同じ。）駐車場及び附帯施設とする。

(事業資産建設仮勘定)

第34条 事業資産建設仮勘定は、道路建設仮勘定、駐車場建設仮勘定及び附帯施設仮勘定とする。

(有形固定資産)

第35条 有形固定資産は建物、構築物、機械及び装置、車輛及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、有料道路（指定都市高速道路）関連道路債権とする。

(繰延資産)

第36条 繰延資産は、前払費用、債権発行差金、調査費及び財産臨時損失とする。

(資産の記帳価額)

第37条 資産の記帳価額は、原則として当該資産の取得価額による。

(貸倒償却)

第38条 公社の債権について次の各号の一に該当する事由のある場合においては、当該債権の属する資産の価額を削除し、これを費用として整理することができる。

- (1) 債務履行期日後5年（当該債権の消滅時効が5年より短いときはその年数）を経過し、かつ債権者又は債務者の住所及び居所が不明であって差し押えることのできる財産がないとき。
- (2) 強制執行その他の債権の取立に要する費用が当該債権の額より多額であると認められるとき。
- (3) 強制執行後、なお、回収不能の残額があるとき。

第2節 流動資産

(材料等の取得価額)

第39条 材料及び貯蔵品（以下「材料等」という。）の取得価額は、実際の購入価額又は生産に要した費用の額による。

- 2 発生品又は取得品を材料等に編入する場合において、前項の規定によることが困難又は不適當であるときは、その材料等の記帳価額は適正な評価額による。

(材料等の価額の減額)

第40条 材料等が変質し、破損し、減損し、又は滅失したときは、その割合に応じてその価額を減額する。

- 2 前項の規定により減額したときは、その減少額を費用に計上する。

(材料等の払出し)

第41条 材料等を事業の用に供するため払い出すとき、又は前条第2項の規定によりその価額を減額するときは、先入先出法により整理する。

(材料等の棚卸)

第42条 材料等については、毎事業年度末及び随時に実地棚卸を行い現品と帳簿在高とを照合して、その資産計上額の正確を保持するものとする。

第3節 固定資産

(事業資産の取得価額)

第43条 事業資産の取得価額は、その取得又は建設のために要した直接費及び間接費の合計額とする。

(道路の減価償却)

第44条 道路の償還に充てるため、別に定めるところにより、毎事業年度末において計算して得

た額の累計額を償還準備金として負債勘定に計上する。

- 2 前項の償還準備金への繰入れは、道路帳簿価格（当該道路について、次条に規定する建設助成金を受け入れているときは、帳簿価格から当該建設助成金を控除した額）に達するまで行う。

(建設助成金)

第44条の2 建設助成金は、法第30条の規定による国又は地方公共団体の補助金及び法第30条以外に地方公共団体から建設中の事業資産に対し交付された補助金とし、資産の価額から控除する形式で資産勘定に計上する。

(道路事業損失補てん引当金)

第45条 道路事業に係る損失を補てんするため、当該道路の一事業年度における料金総額から消費税額を差引いた額の10～12パーセントに相当する額を、事業年度末において、道路事業損失補てん引当金として累計額を負債勘定に計上する。

(道路価格の削除)

第46条 道路に係る料金の徴収期間が満了したときは、当該道路の記帳価額を削除する。

- 2 前項の規定により価額を削除したときは、当該道路に対する償還準備金及び建設助成金に相当する額をそれぞれ償還準備金及び建設助成金から控除する。この場合において控除額が削除額に満たないときはその差額に相当する額を道路事業損失補てん引当金から控除する。

(道路以外の事業資産の減価償却)

第47条 道路以外の事業資産の減価償却は、毎事業年度末において、その取得価額を基礎として定額法により行う。

- 2 平成21年3月31日以前に取得した有形固定資産は、その残存価額が10パーセントに達するまで減価償却を行い、達した翌事業年度以降5年間で1円まで均等償却する。無形固定資産にあつては零に達するまで減価償却を行う。

- 3 平成21年4月1日以後に取得する有形固定資産については、耐用年数経過時点に1円まで償却する。

- 4 第1項の規定による減価償却は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数により行い、その耐用年数は、その資産を取得し、又は建設した翌月から起算する。

- 5 第1項の規定による減価償却の額は、有形固定資産にあつては、駐車場減価償却累計額又は附帯施設減価償却累計額として、その累計額を資産の価額から控除する形式で資産勘定に計上し、無形固定資産にあつては、当該資産の価格から直接控除する。

(道路以外の事業資産の価額の削除)

第48条 道路以外の事業資産が滅失し、又はこれを譲渡し、交換し、撤去し、若しくは廃棄した

ときは、その価額を削除し、駐車場減価償却累計額又は附帯施設減価償却累計額から当該資産に係る減価償却累計額を控除する。

2 前項の規定により事業資産の価額を削除した場合において、その削除した価額と当該資産に係る減価償却累計額との差額があるときは、その額を費用として計上する。

3 前項の場合において、その資産を譲渡し、交換し、撤去し又は廃棄することにより、対価を得るときは、その対価相当額と費用に計上すべき額との差額を費用又は収益として計上する。

(事業資産建設仮勘定)

第49条 事業資産建設仮勘定は、道路、駐車場及び附帯施設の建設のための用地補償費、材料費、機械器具費、工事費、事務費並びにこれらの建設に関連するその他の費用を計上し、建設が完了して供用が開始されたときにおいて、原価計算を行い各資産の科目に振り替える。

(固定資産の減価償却)

第50条 固定資産（土地、建設仮勘定及び有料道路（指定都市高速道路）関連道路債権を除く。）は、毎事業年度末において、その取得価格を基礎として定額法により、有形固定資産にあつては、平成21年3月31日以前に取得したものについては残存価格が10パーセントに達するまで減価償却を行い、達した翌事業年度以降5年間で1円まで均等償却し、平成21年4月1日以後に取得するものについては耐用年数経過時点に1円まで償却する。また、無形固定資産にあつては零に達するまで減価償却を行う。

2 前項の規定による減価償却は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第10号）に定める耐用年数により行い、その耐用年数は、その資産を取得し又は建設した翌月から起算する。

3 第1項の規定による減価償却の額は、有形固定資産にあつては、固定資産減価償却累計額として、その累計額を資産の価額から控除する形式で資産勘定に計上し、無形固定資産にあつては、資産の価額から直接控除する。

(固定資産の価額の削除)

第51条 固定資産が滅失し、又はこれを譲渡し、交換し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その価額を削除し、固定資産減価償却累計額から当該資産に係る減価償却累計額を控除する。

2 前項の規定により固定資産の価額を削除した場合において、その削除した価額と当該資産に係る減価償却累計額との差額があるときは、その額を費用として計上する。

3 前項の場合において、その資産を譲渡し、交換し、撤去し、又は廃棄することにより、対価を得るときは、その対価相当額と費用に計上すべき額との差額を費用又は収益として計上する。

第4節 繰延資産

(前払費用)

第52条 前払費用は、すでに支払った保険料、賃借料等の費用のうち未経過期間に相当する金額を計上し、翌事業年度以降の費用に正しく割り当てる。ただし、翌事業年度の費用に割り当てられるものは、流動資産として整理する。

(調査費)

第53条 道路、駐車場及び附帯施設の建設に係る調査費は、これらの施設の建設が確定する前の調査(測量、設計、試験及び研究を含む。)に要した費用を計上し、その建設が確定したときは、これを当該事業資産建設仮勘定に、その建設計画が中止されたときは、これをすみやかに費用に振替整理する。

2 前項に規定する調査費以外の調査費は、その支出の翌事業年度から5年以内に、毎事業年度末において定額法により直接償却する。

(財産臨時損失)

第54条 財産臨時損失は、災害等により生じた臨時巨額の資本的損失を計上し、その全額を当該事業年度以降に繰延整理することができる。

2 前項の規定により、繰延整理した損失は、災害時の程度を勘案し、理事長が別に定める期間以内に毎事業年度末において定額法により直接償却する。

第5章 負債及び資本

(流動負債)

第55条 流動負債は、未払金、短期借入金、未払費用、預り金、仮受金、受託業務受入金及びその他の流動負債とする。

(固定負債)

第56条 固定負債は債券、長期借入金、退職手当引当金及びその他の固定負債とする。

2 債券を発行する場合の方法は別に定める。

(特別法上の引当金等)

第57条 特別法上の引当金等は、道路事業損失補てん引当金、償還準備金及び償還準備積立金とする。

第58条 削除

(基本金)

第59条 基本金は、法第4条の規定により宮崎県が出資した額の合計額とする。

(剰余金又は繰越欠損金)

第60条 利益剰余金は、法第27条第1項の規定による準備金とし、繰越欠損金は同条第2項の規

定による繰越欠損金とする。

第6章 損益勘定

(収益)

第61条 収益は、業務収入（道路料金収入、駐車場料金収入、附帯施設収入及び業務雑収入）、負担金受入（宮崎県負担金受入）、貸付金受入（宮崎県貸付金受入）、受託業務収入（受託業務収入）、業務外収入（利息収入、有料道路（指定都市高速）関連道路収入及び雑収入）及び特別利益（過年度損益修正益）とする。

(費用)

第62条 費用は、業務管理費（道路管理業務費、駐車場管理業務費及び附帯施設管理業務費）、一般管理費（一般管理費）、諸減価償却費（駐車場減価償却費、附帯施設減価償却費及び有形固定資産減価償却費）、諸引当損（道路事業損失補てん引当損及び退職手当引当損）、受託業務費（受託業務費）、業務外費用（支払利息、繰延資産償却及び雑損）及び特別損失（過年度損益修正損）とする。

(一般管理費等の配賦)

第63条 一般管理費、諸減価償却費、諸引当損及び業務外費用については、事業年度末において、別に定めるところにより損益勘定及び事業資産の取得価額に配賦する。

第7章 原価計算

(原価計算)

第64条 経営管理その他の業務運営の基礎資料とするため、原価計算を行うものとする。

(原価計算の方法)

第65条 原価計算は、道路、駐車場、附帯事業施設その他特に必要と認められるものについて、原価要素を分類集計して行う。

- 2 原価要素は、原則として本工事費、附帯工事費、用地及び補償費、測量及び試験費、営繕費、機械器具費及び事務費とする。
- 3 原価計算と会計の諸勘定とは、有機的に関連するものでなければならない。

第8章 物品及び不動産の管理

(管理の原則)

第66条 物品及び不動産は、この規程又は他の規程に特別の定めがある場合を除き、これらを交換し、その他支払手段として使用し、又は適正な対価なくして、これらを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

- 2 物品及び不動産は、その所有の目的に応じて効率的に運用しなければならない。

(物品及び不動産の交換等)

第67条 事業の用に供するため必要がある場合において、公社が所有する土地又は建物若しくは土地の定着物、公社以外の者が所有する土地又は建物若しくは土地の定着物とこれを交換することができる。

2 物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを時価より低い対価又は無償で譲渡することができる。

- (1) 公社の事業の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これらに準ずる物品を配布するとき。
- (2) 公共の事業に係る道路等に関する工事、製造、調査、測量、試験又は研究（以下本条において「工事等」という。）に必要な印刷物、写真その他これらに準ずる物品又は見本用若しくは標本用物品を譲渡するとき。
- (3) 寄附を受けた物品又は不動産の用途を廃止した場合において、その全部又は一部を寄附者、又はその一般承継人に譲渡するとき。
- (4) 道路の建設に関し、取得した公共施設又はその敷地のうち、公社が管理することが著しく不相当であって、かつ公社の事業に直接関係のないものについての全部又は一部を公共の用に供することを条件として、国又は地方公共団体、その他これらに準ずる者に譲渡するとき。

3 物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを時価より低い対価又は無償で貸し付けることができる。

- (1) 公社の事業の普及、又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用器材、その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき。
- (2) 公共施設の用に供する物品又は不動産を国又は地方公共団体、その他これらに準ずる者が当該施設の目的に従って管理しようとする場合において、その全部又は一部をこれらの者に貸し付けるとき。

(交換差金の補足)

第68条 前条第1項の交換をする場合においてその価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(物品及び不動産の保全)

第69条 理事長及び管理事務所長は自己に属する物品及び不動産を善良な管理者の注意をもって常に良好な状態に保つように維持し、管理しなければならない。

(管理の手続等)

第70条 物品及び不動産の取得及び処分並びに保管又は維持及び保存に関する手続、その他の事

項については、この規程によるほか、理事長が別に定める。

第9章 契約

(入札参加者の資格)

第71条 一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者は、別に定める公社の入札参加者審査会において資格の審査を受けた者でなければならない。

(契約の方法)

第72条 契約を行うときは、すべて競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、随意契約の方法によることができる。

- (1) 不動産の買入れ、又は借入れ、公社が必要とする物品の製造、修理、加工、又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 上記以外の契約でその予定価格が次の額を超えないものをするとき。

一 工事又は製造の請負	250万円
二 財産の買入れ	160万円
三 物件の借入れ	80万円
四 物件の貸付け	30万円
五 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

2 前項ただし書きの規定により、随意契約による場合は、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、1件の金額が10万円未満の契約をしようとするとき、又は特別の事情により2人以上の者から見積書をとることができないときは、1人から見積書をとらなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、見積書を省略することができる。

- (1) 国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と直接に契約しようとするとき。
- (2) 季節がある産物又は腐敗のおそれがある物件の購入で見積書をとるいとまがないとき。
- (3) 官報、郵便切手その他公定価格の定めがあるものを購入するとき。
- (4) 一件の金額が3万円未満の契約をしようとするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に見積書を提出させることが適当でないとき。

(予定価格)

第73条 理事長は、入札に付しようとするときは、あらかじめ当該事項に係る予定価格を設定するものとする。ただし、随意契約の方法による場合において契約の内容が軽易なものであるとき、又は、契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときは、この限りでない。

(入札保証金)

第74条 理事長は、競争入札を行うときは、競争に加わろうとする者から入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせるものとする。

2 前項の入札保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に付する場合において、第71条に規定する資格を有する者で過去2箇年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体（地方道路公社、地方住宅供給公社、土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 競争入札に参加しようとする者が国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体（地方道路公社、地方住宅供給公社、土地開発公社を含む。）であるとき。

3 第1項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他次に掲げるもので、理事長が確実と認める担保をもって代えることができる。

- (1) 鉄道債券その他の政府の保証する債券
- (2) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形
- (4) 郵便為替証書及び定期預金債権
- (5) 理事長が確実と認める社債

(契約の締結)

第75条 競争入札による契約は、その契約の目的に従い、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格により入札したものと締結する。ただし、公社の支出の原因となる契約のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当で

あると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結することができるものとする。

- 2 理事長は、一般競争入札により公社の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から前項の規定により難しいものであるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができるものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができるものとする。
- 4 理事長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が公社にとって最も有利なものを決定するための基準を定めなければならない。

(契約書の作成)

第76条 理事長は、契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(契約書作成の省略)

第76条の2 次の各号の一に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略し、前条に規定する事項を約定し、これを誠実に履行する旨を記載した請書を提出させることができる。

- (1) 契約代金の額が100万円未満の指名競争契約又は随意契約をしようとするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物件の売却の場合において契約の相手方が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。（次項3号に掲げるものを除く）
- (4) 随意契約で理事長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 次に掲げるものについては、前条及び前項の規定にかかわらず契約書の作成及び請書の提出

を省略することができる。ただし、契約の性質又は目的により契約書の作成又は請書の提出を要すると認められるときは、この限りでない。

- (1) 1件の金額が50万円未満の契約
- (2) 物件の一時的な使用又は一時的な借上げに係るもの
(契約保証金)

第77条 理事長は、契約を締結するときは、契約を締結する者から、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせるものとする。

2 前項の契約保証金が次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第71条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体(地方道路公社、地方住宅供給公社、土地開発公社を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体(地方道路公社、地方住宅供給公社、土地開発公社を含む。)と契約を締結するとき。

3 第74条第3項の規定は、第1項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

(監督又は検査)

第78条 理事長は、契約の適正な履行を確保し、または、確認するため別に定めるところにより、必要な監督又は検査を行わせるものとする。

第10章 決算

(月次報告)

第79条 事務局長は、合計残高試算表を翌月20日迄に理事長に提出しなければならない。

(年度決算)

第80条 事務局長は、毎事業年度の末日現在において、当該事業年度の合計残高試算表、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、翌事業年度の6月末日までに、理事長に提出しなければならない。

第11章 弁償責任

(職員の責任)

第81条 出納員、資金の前渡しを受けた者及び会計事務に従事する者は、善良な管理者の注意を怠り、故意又は重大な過失によりその保管に係る現金、有価証券、物品等を亡失し、又は毀損したこと等によって公社に損害を与えたときは、その損害の弁償の責に任じなければならない。

第12章 検査

(検査)

第82条 理事長は、公社の業務の適正を期するため随時公社の業務を検査するものとする。

2 前項の検査は、理事長が命ずる検査員をして、行わせるものとする。

第13章 補則

(補則)

第83条 この規程に定めるもののほか、財務及び会計に関する事務の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月15日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月23日から施行する。